

居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けた場合のQ & A（小牧市）

作成日：令和 7 年 7 月 1 日

No.	分類	質問	回答	根拠法令等	掲載日
1	実施方法	居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けた場合、介護予防ケアマネジメントも行うことができるのか。	介護予防支援のみしか実施できない。介護予防ケアマネジメントを行う場合は従来通り、地域包括支援センターから委託を受けなければならない。		R7.7.1
2	実施方法	居宅介護支援事業所が小牧市で介護予防支援の指定を受けた場合、小牧市の被保険者のみ担当できるのか。	お見込のとおり。 介護予防支援の指定は、介護予防支援の提供を受ける被保険者の保険者ごとに指定を受ける必要があるため、例えば、指定を受けていない保険者の管轄内に居住する被保険者に対し介護予防支援を提供する場合には、当該保険者の管轄する地域包括支援センターからの委託を受ける場合が考えられる。	介護保険最新情報Vol.1225 （「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol.1）（令和 6 年 3 月15日）」の送付について） 問 1 2 3	R7.7.1
3	実施方法	居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けていても、地域包括支援センターからの介護予防支援の委託を受けることは可能か。	可能である。 介護予防支援の指定を受けた場合、直接介護予防支援を提供すると想定されるが、地域包括支援センターと相談し、委託のままの方が利用者にとって良い理由があるのであれば、引き続き委託のままでも差し支えない。ただし、直接介護予防支援の提供に移行する場合は事前に地域包括支援センターに連携すること。	介護保険最新情報Vol.1225 （「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol.1）（令和 6 年 3 月15日）」の送付について） 問 1 2 3	R7.7.1
4	管理者	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の附則の規定により、令和 9 年 3 月31日までの間は、引き続き、令和 3 年 3 月31 日における管理者である介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）を管理者とすることができるとされているが、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が、上記の介護支援専門員を管理者とすることは可能か。	原則不可だが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。	介護保険最新情報Vol.1225 （「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol.1）（令和 6 年 3 月15日）」の送付について） 問 1 2 2	R7.7.1
5	運営規程	居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定をうける場合、運営規程は居宅介護支援と介護予防支援でそれぞれ作成する必要があるか。	居宅介護支援と介護予防支援でそれぞれ作成しても、一体的に作成しても、どちらでも差し支えない。ただし、運営規程を一体的にする場合は、それぞれのサービス内容が分かるように記載すること。		R7.7.1
6	利用者との契約	居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を提供していた利用者について、要介護認定を受け、引き続き当該事業所が居宅介護支援を提供する場合に、契約を取り直す必要があるか。	重要事項説明書や契約書が介護予防支援と居宅介護支援で一体的に作成されており、最初にどちらの内容も含まれている契約書で同意をとっていれば契約の取り直しは不要である。ただし、利用者の理解が得られるよう説明すること。		R7.7.1
7	指定	居宅介護支援の指定を既に受けている場合に、介護予防支援の指定有効期間終了日を居宅介護支援の指定有効期間終了日と合わせることはできるのか。	介護予防支援の指定有効期間は原則 6 年とする。 なお、介護予防支援と居宅介護支援の指定有効期間が相違する場合は、介護予防支援の指定有効期間が終了する前であっても居宅介護支援の指定更新申請と合わせて介護予防支援の更新申請を行った場合、更新後の指定有効期間から居宅介護支援と介護予防支援の指定有効期間を合わせることは可能である。		R7.7.1
8	初回加算	居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を提供していた利用者について、要介護認定を受け、引き続き当該事業所が居宅介護支援を提供する場合において、初回加算の算定は可能か。	介護予防支援事業所の利用実績は問わないため、算定できる（介護予防支援費の算定時においても同様である）。	介護保険最新情報vol.1245 （「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol.3）（令和 6 年 3 月29 日）」の送付について） 問 6	R7.7.1
9	初回加算	居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防サービス計画を作成していた利用者について、当該居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受け、当該利用者に対し直接介護予防支援を提供する場合、初回加算を算定できるのか。	算定可能である。なお、初回加算は指定介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであるため、お尋ねの事例においては、原則として改めてアセスメント等を行った上で介護予防サービス計画を作成する必要がある。	介護保険最新情報vol.1245 （「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol.3）（令和 6 年 3 月29 日）」の送付について） 問 7	R7.7.1
10	月途中から直接介護予防支援の提供をする場合	居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けたため、月途中で地域包括支援センターからの委託から直接介護予防支援の提供に移行することは可能か。	可能である。 この場合、直接介護予防支援の提供に移行する前に必ず、介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書を小牧市に提出すること。なお、その月の請求は月末時点の介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が行うこと。 （例 R7.6.15から直接介護予防支援の提供に移行する場合、R7.6.15までに利用者と契約を締結して、サービス担当者会議等の一連の流れを行って介護予防サービス計画を作成し、介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書をR7.6.15までに小牧市に提出する。）		R7.7.1
11	介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更となった場合	総合事業と介護予防サービス（介護予防短期入所生活介護等）を利用しているため、居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を提供していた利用者が、ある月において利用者の体調不良や家族の事情などにより、介護予防サービスを一度も利用せず、総合事業のみの利用となった。この場合、この月は介護予防支援ではなく介護予防ケアマネジメントに変更となるため、地域包括支援センターへ依頼する介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出は必要か。	居宅介護支援事業所は介護予防支援の指定を受けても介護予防ケアマネジメントを行うことはできないため、地域包括支援センターへ依頼する介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出が必要である。 事前に介護予防ケアマネジメントに変更することが分かっている場合は、原則、変更前までに地域包括支援センターへ依頼する介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出する必要があるが、この問のように、事前に介護予防ケアマネジメントに変更になることを想定することが難しい場合に限っては、例外的に遡って地域包括支援センターへ依頼する介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書を受理する。 やむを得ず遡りが必要となった場合には、早急にその旨を小牧市に報告し、相談すること。		R7.7.1